

第90期決算公告

平成23年6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
 株式会社 **仙台銀行**
 代表取締役頭取 三井精一

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	49,806	預当座預金	727,562
現金	19,022	普通預金	12,291
預け	30,784	貯蓄預金	345,093
コ一ル口一	15,000	通貯蓄預金	9,793
買入金銭債	28	通知預金	394
有価証券	231,497	定期預金	351,738
国債	55,037	定期積金	5,341
地方債	49,443	その他の預金	2,910
社債	91,986	譲渡性預金	40,600
株	9,155	借入金	9,007
その他の証券	25,872	外 国 為 替	9,007
貸出	489,444	未払外国為替	0
割引手形貸付	3,209	その他の負債	2,550
手形貸付	19,698	未払法人税等	22
証券貸付	428,832	未払費用	1,179
当座貸越	37,705	前受収益	248
外 国 為 替	173	従業員預り金	208
外国他店預け	173	給付補てん備金	2
その他の資産	3,837	金融派生商品	61
前払費用	56	リース債務	37
未収収益	1,035	資産除去債務	36
その他の資産	2,745	その他の負債	752
有形固定資産	9,908	退職給付引当金	97
建物	2,606	睡眠預金払戻損失引当金	75
土地	6,155	偶発損失引当金	126
リース資産	33	再評価に係る繰延税金負債	1,299
建設仮勘定	110	支払承認	1,967
その他の有形固定資産	1,001	負債の部合計	783,288
無形固定資産	306	(純資産の部)	
ソフトウェア	247	資 本 金	7,485
その他の無形固定資産	58	資 本 剰 余 金	5,875
繰延税金資産	974	資 本 準 備 金	5,875
支払承認見返金	1,967	利 益 剰 余 金	△ 632
貸倒引当金	△ 6,814	利 益 準 備 金	1,609
投資損失引当金	△ 133	その他利益剰余金	△ 2,242
		別途積立金	4,407
		繰越利益剰余金	△ 6,650
		自 己 株	△ 64
		株主資本合計	12,662
		その他有価証券評価差額金	△ 1,517
		土地再評価差額金	1,563
		評価・換算差額等合計	46
		純資産の部合計	12,708
資産の部合計	795,997	負債及び純資産の部合計	795,997

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		15,658
資金運用収益	12,711	
貸出金利息	10,337	
有価証券利息配当金	2,302	
コールローン利息	69	
預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,129	
受入為替手数料	833	
その他の役務収益	1,296	
その他業務収益	517	
外国為替売買益	0	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	398	
金融派生商品収益	115	
その他経常収益	299	
株式等売却益	36	
その他の経常収益	263	
経常費用		17,279
資金調達費用	1,337	
預金利息	859	
譲渡性預金利息	70	
コールマネー利息	0	
借入金利息	218	
金利スワップ支払利息	185	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	1,347	
支払為替手数料	148	
その他の役務費用	1,199	
その他業務費用	2,101	
国債等債券売却損	82	
国債等債券償還損	369	
国債等債券償却	1,647	
その他の業務費用	1	
営業経費	10,829	
その他経常費用	1,661	
貸倒引当金繰入額	561	
貸出金償却	13	
株式等売却損	28	
株式等償却	819	
その他の経常費用	239	
経常損失		1,621
特別利益		62
償却債権取立益	49	
偶発損失引当金戻入益	13	
特別損失		3,275
固定資産処分損	240	
減損損失	113	
貸倒引当金繰入額	2,898	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	
税引前当期純損失		4,834
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	1,969	
法人税等合計		1,995
当期純損失		6,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
その他 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,539百万円であります。
(追加情報)
平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「大震災」という。）の影響により、多くの債務者について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっております。そのような債務者に係る債権に関しましては、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日までに把握している評価額またはそれから推定毀損額を控除した評価額で自己査定を行っております。
以上の自己査定に基づいて、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先以外に係る債権については、地域等に基づいて被害が甚大と想定される債務者に係る債権及びそれ以外の債権にグルーピングを行い、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の損失発生見込に係る一定の修正を加えたグループ毎の予想損失率に基づき貸倒引当金を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常損失は1百万円、税引前当期純損失は26百万円増加しております。

追加情報

（役員退職慰労引当金）

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当事業年度において打ち切り支給分の役員退職慰労引当金116百万円を取崩し、「その他の負債」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 359百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は17,656百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,162百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,209百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,787百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は395百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,798百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が131,798百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,377百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,196百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 322百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,260百万円あります。

14. 1株当たりの純資産額 1,679円31銭
 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 3,676百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 136百万円
 19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 7.00%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 127百万円
 役員取引等に係る収益総額 5百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 464百万円

2. 関連当事者との取引
 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県仙台市宮城野区	10	古物売買・解体工事業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済	4	証書貸付	23
							当座貸越	極度額 20	当座貸越	18
							利息の受取	0		
	株式会社フロムファースト	宮城県仙台市泉区	10	建築工事業	(被所有)直接0.0	金銭貸借関係	資金の貸付	30	証書貸付	29
						貸付金の返済	19			
						当座貸越	極度額 20	当座貸越	15	
						利息の受取	0			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
 2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

3. 1株当たり当期純損失金額 902円34銭
 4. 固定資産処分損
 固定資産処分損240百万円のうち、「大震災」の影響による計上額は161百万円であります。
 5. 減損損失
 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	18
2	宮城県柴田郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
3	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	18
4	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	24
5		営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	0
6	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	37
7	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	8

上記の資産のうち、項番1については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番2～7については、「大震災」の影響により処分を予定していること(項番2)、及び使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないこと(項番3～7)から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、処分予定資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき行っております。

6. 貸倒引当金繰入額

特別損失における貸倒引当金繰入額は、「大震災」の影響による追加計上額であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	700	704	4
	そ の 他	5,491	6,145	654
	小 計	6,191	6,849	658
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	560	550	△9
	そ の 他	16,000	11,712	△4,287
	小 計	16,560	12,263	△4,296
合 計		22,751	19,112	△3,638

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	359
合 計	359

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	732	507	225
	債 券	133,494	130,658	2,835
	国 債	51,068	49,358	1,710
	地 方 債	21,529	21,126	403
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	60,895	60,174	721
	そ の 他	1,015	928	86
	小 計	135,242	132,095	3,147
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	7,652	10,994	△3,342
	債 券	61,714	62,145	△430
	国 債	3,969	3,986	△17
	地 方 債	27,913	28,135	△221
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	29,831	30,023	△192
	そ の 他	3,366	4,257	△891
	小 計	72,732	77,397	△4,664
合 計	207,975	209,493	△1,517	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	411
合 計	411

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	393	36	28
債 券	33,759	397	37
国 債	8,701	186	—
地 方 債	9,716	34	—
短期社債	—	—	—
社 債	15,341	176	37
そ の 他	1,106	1	45
合 計	35,260	435	111

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ございません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2,458百万円（うち、株式811百万円、その他の証券1,647百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

該当ございません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,402百万円
有価証券償却	1,819
税務上の繰越欠損金	1,106
その他有価証券評価差額金	616
減損損失及び減価償却超過額	194
投資損失引当金	54
偶発損失引当金	51
その他	272
繰延税金資産小計	7,518
評価性引当額	△6,391
繰延税金資産合計	1,127
繰延税金負債	
前払年金費用	△147
その他	△4
繰延税金負債合計	△152
繰延税金資産の純額	974百万円

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

平成22年6月29日開催の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定しました。

その後、平成23年2月1日付で関係当局の認可を取得し、当初の予定どおり平成23年4月1日を効力発生日として吸収合併を実施しました。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- | | | |
|---------|-------|--------------|
| ① 結合企業 | 名称 | 株式会社仙台銀行（当行） |
| ② 被結合企業 | 名称 | 仙銀カード株式会社 |
| | 事業の内容 | クレジットカード業務 |

(2) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)

平成23年4月11日開催の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）」に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 公的資金の申請を検討する理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、当行が営業基盤としております宮城県においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

当行は、今後、被災された中小企業等のお客様に対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた取組みに対する支援に積極的に取り組んでいくことが、地域に根ざした金融機関としての大きな責務であると認識しております。

かかる責務を万全の体勢で果たす見地から、自らの資本基盤の更なる強化が重要であると考え、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払い込みの時期等については、今般の「大震災」による影響等を慎重に見極めた上で決定してまいります。

(経営統合の延期)

当行と株式会社きらやか銀行は、平成22年10月26日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成23年4月11日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

1. 本件経営統合延期の理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の「大震災」による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年10月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

2. 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成24年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。

第90期決算公告

平成23年6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
 株式会社 **仙台銀行**
 代表取締役頭取 三井精一

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,807	預渡性預金	727,442
コールローン及び買入手形	15,000	借入金	40,600
買入金銭債権	28	借用金	9,007
有価証券	231,137	外国為替	0
貸出金	487,018	その他の負債	2,616
外国為替	173	退職給付引当金	97
その他の資産	3,708	利息返還損失引当金	7
有形固定資産	12,164	睡眠預金払戻損失引当金	75
建物	2,995	偶発損失引当金	126
土地	7,999	再評価に係る繰延税金負債	1,830
リース資産	33	支払承諾	1,967
建設仮勘定	110	負債の部合計	783,771
その他の有形固定資産	1,024	(純資産の部)	
無形固定資産	307	資本金	7,485
ソフトウェア	248	資本剰余金	5,875
その他の無形固定資産	58	利益剰余金	△ 1,947
繰延税金資産	1,461	自己株式	△ 64
支払承諾見返	1,967	株主資本合計	11,347
貸倒引当金	△ 6,865	その他有価証券評価差額金	△ 1,517
		土地再評価差額金	2,306
		その他の包括利益累計額合計	789
資産の部合計	795,908	純資産の部合計	12,137
		負債及び純資産の部合計	795,908

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		15,721
資金運用収益	12,736	
貸出金利息	10,362	
有価証券利息配当金	2,302	
コールローン利息及び買入手形利息	69	
預け金利息	1	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	2,169	
その他業務収益	517	
その他経常収益	298	
経常費用		17,129
資金調達費用	1,337	
預金利息	859	
譲渡性預金利息	70	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	218	
その他の支払利息	189	
役員取引等費用	1,358	
その他業務費用	2,101	
営業経費	10,767	
その他経常費用	1,563	
貸倒引当金繰入額	491	
その他の経常費用	1,072	
経常損失		1,408
特別利益		90
固定資産処分益	20	
償却債権取立益	49	
偶発損失引当金戻入益	13	
その他の特別利益	8	
特別損失		3,413
固定資産処分損失	278	
減損損失	213	
貸倒引当金繰入額	2,898	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	
税金等調整前当期純損失		4,730
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	1,981	
法人税等合計		2,009
当期純損失		6,739

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社
 仙銀カード株式会社
- ②非連結の子会社及び子法人等
 該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ございません。
- ②持分法適用の関連法人等
 該当ございません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ございません。
- ④持分法非適用の関連法人等
 該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
 3月末日 2社
- ②連結される子会社及び子法人等については、決算日の計算書類により連結しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行並びに連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
その他 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,539百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(追加情報)
平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「大震災」という。）の影響により、多くの債務者について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっております。そのような債務者に係る債権に関しましては、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日までに把握している評価額またはそれから推定毀損額を控除した評価額で自己査定を行っております。
以上の自己査定に基づいて、当行の破綻先・実質破綻先・破綻懸念先以外に係る債権については、地域等に基づいて被害が甚大と想定される債務者に係る債権及びそれ以外の債権にグルーピングを行い、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の損失発生見込に係る一定の修正を加えたグループ毎の予想損失率に基づき貸倒引当金を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

8. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常損失は1百万円、税金等調整前当期純損失は26百万円増加しております。

追加情報

(役員退職慰労引当金)

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当連結会計年度において打ち切り支給分の役員退職慰労引当金116百万円を取崩し、「その他負債」に含めて表示しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は17,766百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は162百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,306百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,209百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,787百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は220百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、135,859百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が131,040百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,126百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,982百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 322百万円
- 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,260百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 1,603円77銭
14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|-----------|
| 退職給付債務 | △4,819百万円 |
| 年金資産（時価） | 4,435 |
| 未積立退職給付債務 | △384 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 636 |
| 未認識数理計算上の差異 | 14 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 266 |
| 前払年金費用 | 363 |
| 退職給付引当金 | △97 |
17. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 6.73%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却819百万円及び貸出金償却16百万円が含まれております。
2. 1株当たり当期純損失金額 890円52銭
3. 固定資産処分損
固定資産処分損278百万円のうち、「大震災」の影響による計上額は174百万円であります。
4. 減損損失
当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	18
2	宮城県仙台市 宮城野区	営業用店舗	土地	100
3	宮城県柴田郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
4	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	18
5	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	24
6		営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	0
7	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	37
8	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	8

上記の資産のうち、項番1については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番2～8については、「大震災」の影響により処分を予定していること（項番2、3）、及び使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないこと（項番4～8）から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行及び銀行業務を行う子会社については、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っており、それ以外の子会社については、個社別にグルーピングを行っております。

なお、処分予定資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき行っております。

5. 貸倒引当金繰入額
特別損失における貸倒引当金繰入額は、「大震災」の影響による追加計上額であります。
6. 当連結会計年度における包括利益 △8,486百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」と総称。）は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に個人・法人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、運用として複合金融商品を保有しており、また保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい債務担保証券（償還期限平成29年）413百万円が含まれております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、ALMの一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的に経営委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場運用部市場運用課とバック・オフィスである市場運用部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

(i) 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやVaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び経営委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「有価証券業務施策」に従って行っております。市場運用部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM委員会及び経営委員会に定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は1ヶ月、外国証券・預金・貸出金・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

平成23年3月31日において、当該リスク量の大きさは4,472百万円になります。

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで、保有期間1ヶ月・6ヶ月VaR（信頼区間は99%）を用いてバックテストを行った結果、超過回数は6回であり、使用するモデルは十分な精度があると考えております。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場運用部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をALM委員会及び経営委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	49,807	49,807	—
(2) コールローン及び買入手形	15,000	15,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,751	19,112	△3,638
その他有価証券	207,975	207,975	—
(4) 貸出金	487,018		
貸倒引当金(※1)	△6,769		
	480,248	486,508	6,260
資産計	775,781	778,403	2,622
(1) 預金	727,442	728,063	621
(2) 譲渡性預金	40,600	40,600	—
(3) 借入金	9,007	9,165	158
負債計	777,049	777,829	779

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日現在における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	411
合 計	411

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	700	704	4
	そ の 他	5,491	6,145	654
	小 計	6,191	6,849	658
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	560	550	△9
	そ の 他	16,000	11,712	△4,287
	小 計	16,560	12,263	△4,296
合 計		22,751	19,112	△3,638

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	732	507	225
	債 券	133,494	130,658	2,835
	国 債	51,068	49,358	1,710
	地 方 債	21,529	21,126	403
	短期社債	—	—	—
	社 債	60,895	60,174	721
	そ の 他	1,015	928	86
	小 計	135,242	132,095	3,147
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	7,652	10,994	△3,342
	債 券	61,714	62,145	△430
	国 債	3,969	3,986	△17
	地 方 債	27,913	28,135	△221
	短期社債	—	—	—
	社 債	29,831	30,023	△192
	そ の 他	3,366	4,257	△891
	小 計	72,732	77,397	△4,664
合 計		207,975	209,493	△1,517

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当ございません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	393	36	28
債 券	33,759	397	37
国 債	8,701	186	—
地 方 債	9,716	34	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	15,341	176	37
そ の 他	1,106	1	45
合 計	35,260	435	111

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ございません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,458百万円（うち、株式811百万円、その他の証券1,647百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）
該当ございません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）
該当ございません。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

平成22年6月29日開催の当行の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定しました。

その後、平成23年2月1日付で関係当局の認可を取得し、当初の予定どおり平成23年4月1日を効力発生日として吸収合併を実施しました。

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- | | | |
|---------|-------|--------------|
| ① 結合企業 | 名称 | 株式会社仙台銀行（当行） |
| ② 被結合企業 | 名称 | 仙銀カード株式会社 |
| | 事業の内容 | クレジットカード業務 |

(2) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)

平成23年4月11日開催の当行の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）」に基づく国の資本参加の申請（以下、「公的資金の申請」という。）に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1. 公的資金の申請を検討する理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、当行が営業基盤としております宮城県においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

当行は、今後、被災された中小企業等のお客様に対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた取組みに対する支援に積極的に取り組んでいくことが、地域に根ざした金融機関としての大きな責務であると認識しております。

かかる責務を万全の体勢で果たす見地から、自らの資本基盤の更なる強化が重要であると考え、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始することといたしました。

2. 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払い込みの時期等については、今般の「大震災」による影響等を慎重に見極めた上で決定してまいります。

(経営統合の延期)

当行と株式会社きらやか銀行は、平成22年10月26日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと（以下、「本件経営統合」という。）を目指した協議を行ってまいりましたが、平成23年4月11日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

1. 本件経営統合延期の理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の「大震災」による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年10月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

2. 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成24年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。